⑮　本工事の契約締結後、契約者が「受注している」もしくは「過去に受注していた」他の工事（国土交通省・特殊法人等の発注工事）において、データ改ざんや施工不良の隠蔽等、公共事業の社会的信用の失墜に繋がるような事実が確認された場合は、本工事を重点監督対象工事とする場合がある。

⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toyoguchi Yoshiyuki Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of the Main body of Yamatosaka dam the first

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 15 July 2025 However, this does not include documents related to the qualifications of engineers, etc.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system and time-limit for submission of documents related to qualifications of engineers, etc. : 2 : 00 P.M. 29 September 2025 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 29 September 2025 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 29 September 2025)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

四国地方整備局の下記１に示す工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年６月10日

四国地方整備局長　豊口　佳之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事名　令和７―11年度　山鳥坂ダム本体建設（第１期）工事

２　工事場所　愛媛県大洲市肱川町山鳥坂

３　工事内容　重力式コンクリートダム　堤高　Ｈ＝93m　堤頂長　Ｌ＝263m　基礎掘削　Ｖ＝456,000㎥　堤体コンクリート　Ｖ＝118,000㎥　減勢工コンクリート　Ｖ＝29,000㎥　コンソリデーショングラウチング　Ｌ＝990m　カーテングラウチング　Ｌ＝2,850m　仮設備設置　１式

４　工期

工事完了期限：令和12年２月28日まで

工期：工事の始期から終期

５　申請の時期

令和７年６月11日から令和７年７月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和７年７月16日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、令和７年６月10日から〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に電子メール等で交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、原則として電子メールにより提出すること。提出先アドレスはskr-shikaku@mlit.go.jpとし、メール送付後、その旨を上記⑴まで連絡すること。なお、申請書への押印は不要とする。

１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）７⑵１）の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和７年６月10日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式―１を使用すること。）。

３）７⑵２）及び３）の要件を満たすことを証する書面の写し。

４）最新の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の１から５までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、（令和６年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社又は３社の組合せとする。

１）四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

２）四国地方整備局における「一般土木工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

３）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

５）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、令和７年７月15日において次の要件を満たすものとする。

１）平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、下記条件⒜～⒞を満足する工事を施工した実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

⒜　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者、又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員は以下の施工実績を有すること。

・堤高60m以上のコンクリートダム本体工事の施工実績